

【誤りやすい事例 ⑥ - 申告書第11表関係 - 】 被相続人以外の名義の財産（預貯金）

私（国税一郎）は、父（国税太郎）の死亡に伴い、父の自宅の金庫を確認したところ、父名義の預金通帳のほかに、私名義の定期預金証書を見つけました。この定期預金は、父の収入から預け入れたものであり、父が管理・運用をしていました。
また、私は過去にこの定期預金について、贈与を受けたことはありません。

○相続時精算課税適用財産の明細については、この表によらず第11表

| 相続税がかかる財産の明細書 (相続時精算課税適用財産を除きます。) | | | | 被相続人 国税 太郎 | |
|--|-----------|----------|--------------|---------------|--------------|
| この表は、相続や遺贈によって取得した財産及び相続や遺贈によって取得したものとみなされる財産のうち、相続税のかかるものについての明細を記入します。 | | | | | |
| 遺産の分割状況 | | 区分 | ① 全部分割 | 2 一部分割 | 3 全部未分割 |
| | | 分割の日 | ▲・8・18 | | |
| 財産の明細 | | | | 分割が確定した財産 | |
| 種類 | 細目 | 利用区分、銘柄等 | 所在場所等 | 数量 単価 数 | 価額 |
| 現金預貯金等 | 現金預貯金等 | 現金 | 〇〇市△△1丁目1番1号 | | 380,000 |
| " | " | 普通預金 | 〇〇銀行△△支店 | | 2,187,200 |
| " | " | 定期預金 | " | | 5,006,123 |
| " | " | " | " | | 6,700,400 |
| | (小計) | | | | (14,273,723) |
| 取得した人の氏名 | 取得財産の価額 | | | | |
| 国税 二郎 | 380,000 | | | | |
| 国税 二郎 | 2,187,200 | | | | |
| 国税 二郎 | 5,006,123 | | | | |
| 国税 一郎 | 6,700,400 | | | | |

第11表 (令和2年4月分以降用)

誤 第11表には、被相続人である父名義の財産だけを記入すればよいと考え、私名義の定期預金は記入しませんでした。

正しい取扱いは、下記のとおりです。

○相続時精算課税適用財産の明細については、この表によらず第11表

| 相続税がかかる財産の明細書 (相続時精算課税適用財産を除きます。) | | | | 被相続人 国税 太郎 | |
|--|-----------|---------------|--------------|---------------|--------------|
| この表は、相続や遺贈によって取得した財産及び相続や遺贈によって取得したものとみなされる財産のうち、相続税のかかるものについての明細を記入します。 | | | | | |
| 遺産の分割状況 | | 区分 | ① 全部分割 | 2 一部分割 | 3 全部未分割 |
| | | 分割の日 | ▲・8・18 | | |
| 財産の明細 | | | | 分割が確定した財産 | |
| 種類 | 細目 | 利用区分、銘柄等 | 所在場所等 | 数量 単価 数 | 価額 |
| 現金預貯金等 | 現金預貯金等 | 現金 | 〇〇市△△1丁目1番1号 | | 380,000 |
| " | " | 普通預金 | 〇〇銀行△△支店 | | 2,187,200 |
| " | " | 定期預金 | " | | 5,006,123 |
| " | " | " | " | | 6,700,400 |
| " | " | " (国税一郎名義) | " | | 4,500,980 |
| | (小計) | | | | (18,774,703) |
| 取得した人の氏名 | 取得財産の価額 | | | | |
| 国税 二郎 | 380,000 | | | | |
| 国税 二郎 | 2,187,200 | | | | |
| 国税 二郎 | 5,006,123 | | | | |
| 国税 一郎 | 6,700,400 | | | | |
| 国税 一郎 | 4,500,980 | | | | |

第11表 (令和2年4月分以降用)

正 名義にかかわらず、被相続人(父)が資金を拠出しているなど、被相続人の財産と認められるものは相続税の課税対象となります。
あなた名義の定期預金が被相続人の財産と認められるときには、第11表に記入することとなります。

○ 被相続人名義以外の財産

名義にかかわらず、被相続人が取得等のための資金を拠出していたことなどから被相続人の財産と認められるものは相続税の課税対象となります。したがって、被相続人が購入(新築)した不動産でまだ登記をしていないものや、被相続人の財産と認められる預貯金、株式、公社債、貸付信託や証券投資信託の受益証券等で家族の名義や無記名のものなどの被相続人名義以外のものも、相続税の申告に含める必要があります。